

## Q1 解体は受付先着順ですか

先着順ではありません。準備ができ次第、ご連絡します。

## Q2 申請様式はどこにありますか

窓口にご用意していますので、お手数ですが窓口にお越しくください。なお、市のホームページからもダウンロード可能です。

窓口 | 珠洲市産業センター1階特設窓口(市庁舎隣) 8:30~18:30(平日、土日祝)

## Q3 郵送で申請したい

郵送申請は行っておりません。お手数ですが、窓口までお越しくください。

## Q4 申請期間はいつまでか

受付終了日については、改めてお知らせしますので、市の広報等をご確認ください。

## Q5 相続関係や隣地地権者の同意取得などについて相談したい

相続等のご相談は、以下の無料相談窓口をご活用ください。

### 【電話相談(平日)】

○へるぷねっといしかわダイヤル<石川県司法書士会>

電話 | 076-292-8133

受付時間 | 平日10:00~16:00

### 【対面・オンライン相談(Zoom)】

○水曜面接相談会<石川県司法書士会>

相談日時 | 毎週水曜18:00~20:00(司法書士会館)

※要予約: 電話076-291-7070または石川県司法書士会HPから

### 【電話相談(夕方・土日祝)】

○日本司法書士会連合会 ※6月30日(日曜)まで

フリーダイヤル | 0120-315199

受付時間 | 平日・土日祝17:00~20:00

## Q6 実印がない場合はどうすればよいか

住宅等の倒壊によって実印が取り出せないなどの場合であっても、実印は必要となります。珠洲市民は市役所1階市民課市民サービス係(市民課(1)窓口)で再度登録のうえ、即日発行が可能です。お手数をおかけし、申し訳ありませんがよろしく願います。

### Q7 母屋と増築した倉庫がつながっているが、倉庫だけ解体・撤去してほしい

公費解体は原則一棟単位での解体となります。ただし、次のような場合は、全壊または半壊の認定を受けた部分を一棟とみなし、解体することができます。

①登記簿上、別の建物となっている場合

②登記簿上は1棟だが、構造上、複数の建物と判断できる場合

※解体する建物と残す建物を自費で縁切り（切り離し工事）していただく必要があります。

【注意】縁切りを行えば公費解体の対象になる、ということではありません。残したい部分だけ残す工事が可能かどうかは、縁切りを依頼する事業者と、現地立会い前に家屋等の状況等を確認したうえで、現地立ち合いを実施してください。

### Q8 敷地内に母屋とは別棟の倉庫等があるが、倉庫等のみの解体・撤去は対象となるか

被災証明書で「半壊」以上（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）の判定を受けていて、生活環境保全上の支障があると市が認める場合は、倉庫等のみの解体・撤去も対象となります。申請受付後に、現地調査を行い、解体・撤去の判定をします。

### Q9 家財道具は室内に置いたままでよいか

（3月29日更新）※3/23のチラシから変更となっています

解体作業を円滑に進めるため、危険のない範囲で事前に撤去をお願いします。また、解体時に貴重品や思い出の品を取り出したい場合は、現地立会いで業者とその旨をご相談ください。

### Q10 家屋と一緒に敷地内にあるブロック塀を解体・撤去してもらいたい

倒壊のおそれがあると認められる場合及び工事支障のため撤去の必要性がある場合は、家屋と一緒に敷地内にあるブロック塀も解体・撤去します。申請受付後に、現地調査を行い、倒壊のおそれがあるか否か判断します。

### Q11 解体前の現地立会いに行かないといけませんか

解体工事は個人の財産処分に関する重要なことであり、現地立会いはその範囲や対象物等を事前に確認する重要な打合せとなりますので、必ず立ち会ってください。本人の立会いが困難な場合、代理人でも構いませんが、その場合は委任状が必要となります。

### Q12 自費で解体・撤去した場合は全額償還されるのか（費用償還制度について）

所有者ご自身で解体業者と契約を結び、被災家屋等を解体・撤去した場合の費用の償還制度については、所有者が支払った金額と申請内容をもとに市が算定した金額の比較により償還金額を決定しますので、全額の償還とならない場合があります。

現在、受付準備中です。準備ができ次第、市広報等にてお知らせします。